

平成18年
9月5日号

No.57

●毎月5・15・25日発行

広報かもがわ

- 編集発行・鴨川市総務部長公室
広報広聴係
- 電話・04(7093)7827
- FAX・04(7093)7850
- 住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450
- ホームページ
<http://www.city.kamogawa.lg.jp/>

病気やけがをした場合に、わずかな負担で病院にかかることができる医療保険制度。10月1日からこの制度が改正され、医療費の自己負担額などが変わります。70歳未満の人は、高額医療費の自己負担限度額が引き上げられます。一方、70歳以上の人には、高額医療費の自己負担限度額が引

き上げられるほか、現役並みの所得がある場合、医療機関に支払う自己負担割合が増えます。また、入院時の食費・居住費の負担も変わります。具体的な変更点は下表のとおりです。詳しくは市役所1階市民生活課保険年金係(☎(7093)7839)

-10月から 自己負担額などが変更に 国民健康保険と老人保健

温かく
迎えよう！

山車の引き回しに挑戦
(写真は平成15年)

70歳未満の人

●高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

9月30日まで

自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	139,800円+医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
一般	72,300円+医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯
※2 過去12ヶ月間に、1世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

10月1日から

自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	変更なし	変更なし

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯
※2 過去12ヶ月間に、1世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

●人工透析が必要な上位所得者の自己負担限度額が変わります

9月30日まで 10,000円/月

10月1日から 20,000円/月

70歳以上の人

●現役並みの所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得がある人は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。(現役並み所得者:住民税課税所得が145万円以上)

9月30日まで 2割

10月1日から 3割

●高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(高額医療費)として支給されます。

9月30日まで

自己負担限度額(月額)

	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	40,200円+医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合40,200円)	72,300円+医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
一般	12,000円	40,200円
課住税民区分II	8,000円	24,600円
世帯非	15,000円	

10月1日から

自己負担限度額(月額)

	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合44,400円)	80,100円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
一般	12,000円	44,400円
課住税民区分II	変更なし	変更なし
世帯非	変更なし	変更なし

●療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

70歳以上の人には、これまで食材料費相当のみの負担でしたが、今回の改正で食費と居住費が負担となります。(住民税非課税世帯の人は負担が軽減されます)

9月30日まで

食材料費相当を負担
24,000円

10月1日から

食費 42,000円
居住費 10,000円

※金額は、負担額の目安です

入山に
ご注意

市内全域で有害鳥獣の駆除

国際姉妹都市の米国・マニトワック市から、市民訪問団が鴨川を訪れます。3年ぶりとなる訪問団のメンバーは、ケビン・クロフォード市長をはじめ37人。9月7日(木)から12日(火)まで市内に滞在し、お祭りへの参加や稻刈り体験、清澄寺の見学などを通じて、鴨川の魅力や日本の伝統文化に触れます。期間中は、ホームステイの受け入れや通訳、日本文化の紹介などに、市民皆さんがあボランティアとして参加します。皆さんも、この機会に、国際交流の輪に加わってみてはいかがですか。

9月7日
～12日

お祭り参加や誕生寺見学など

とじて保存します。

米国・マニトワック市から 訪問団37人が来鴨

マニトワック市民訪問団は、9月7日(木)の夕方に鴨川入り。12日(火)まで市内に滞在し、鴨川の秋を満喫します。

9月8日(金)は、鴨川市議会への表敬訪問をはじめ、鴨川小学校児童との交流会に出席します。

9月9日(土)は、ふれあいセンターでの組みひも・太巻き寿司づくりに挑戦。恒例の鴨川地区合同祭礼では、諏訪講の山車の引き回しに参加します。

10月10日(日)は、日本の棚田百選「大山千枚田」での稲刈り体験、鴨川消防署や鴨川総合病院クリフターの見学に参加します。

11月11日(月)は、日蓮聖人ゆかりの妹妹都市提携から13年

の最終日となる

に出席します。

国際交流協会主催の歓迎会に出席します。

9月12日(火)は、鴨川滞在の最終日となる

に帰国する予定です。

京に2日間滞在。15日(金)に帰国する予定です。

なあ、訪問団は9月12日

の最後の夜を過ごします。

午後は、お茶・着付け体験で伝統文化に親しみながら、歴史散策を楽しめます。

ミリーや関係者と、鴨川で

送別会に出席。

「鬼瓦」や世界一大きな

「千年杉」や宝物館の貴重な資

料などに触れながら、歴史

の清澄寺と誕生寺を見学。

「千年杉」や世界一大きな

「鬼瓦」や宝物館の貴重な資

料などに触れながら、歴史

の清澄寺と誕生寺を見学。

「千年杉」や世界一大きな

「鬼瓦」や宝物館の貴重な資